

# 避難行動要支援者 支援制度

## Q1. どのような制度なのか？

この制度は、災害時に自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)からの申請に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成します。その後、名簿登録された方の個別の避難計画(災害時の避難誘導の方法等を定めたもの)を作成し、避難の手助けに活用する制度です。

## Q2. 誰が申請できるのか？

下記1～5に該当する方(入院・入所中の方を除く)

1. 介護保険法に基づく要介護状態3以上の方
2. 身体障がい者手帳1.2級の方
3. 療育手帳A判定の交付を受けた方
4. 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
5. その他上記に準ずる方で避難行動に支障があると市長が認めた方

(例：75歳以上かつ要介護1～2、難病や小児慢性特定疾病の者、医療的ケア児等)

## Q3. どのような方法で活用されるのか？

登録された情報は、自主防災組織や町内会などの情報提供を希望する関係者に提供され、災害時における避難支援や日常的な見守り、防災訓練等に活用されます。

なお、登録後は、関係者と一緒に、個別の避難計画を作成いただく事になります。

## Q4. 申請したら、必ず支援を受けられるのか？

この制度は、必ず支援が受けられる事を保証するものではなく、避難行動の支援が受けられる可能性を高めるものです。

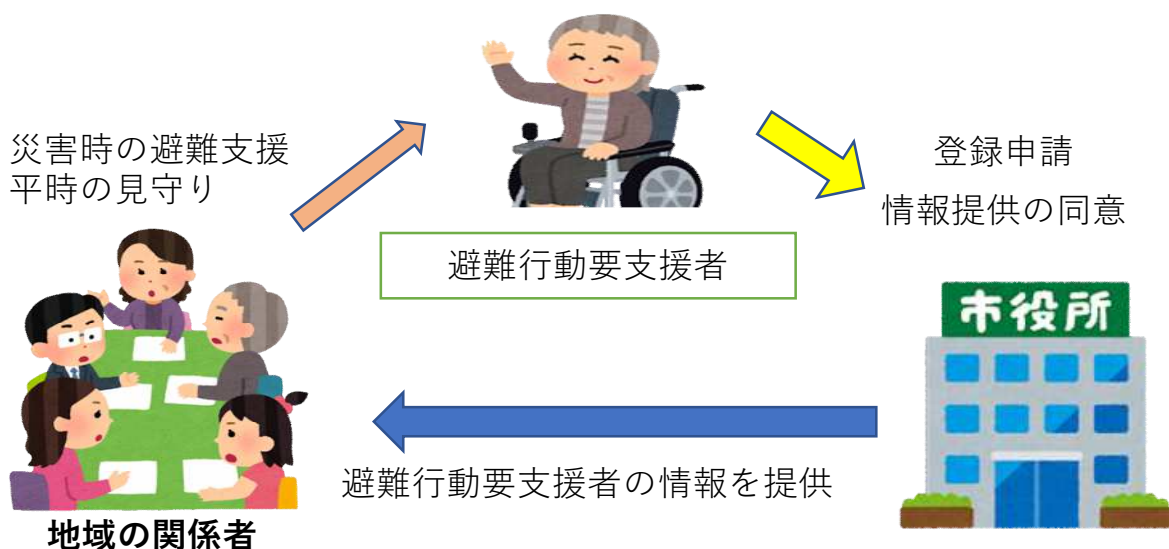
また、避難行動要支援者の支援をする人(※)は、支援に際して法的な責任や義務を負いません。

※支援をする人は、主に地域の方(団体)が担う傾向にあります

## Q5. 関係者とは？

関係者は、下記のとおりです。

『豊明市職員、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織、町内会、  
社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察、消防、その他市長が定める者』



＜問合せ先＞

豊明市役所

長寿課

地域福祉課

防災防犯対策課

地域ケア推進係

障がい福祉係

防災・消防係

92-1261

92-1119

92-8305